

『自動車検査員教習試験 問題と解説 近畿編 平成 27 年版』

お詫びと訂正のお知らせ

弊社出版物「自動車検査員教習試験 問題と解説 近畿編 平成 27 年版」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。訂正箇所は下記のとおりになります。お詫びするとともに、訂正をお願い致します。

頁数等	内 容	
第 2 章 保安基準 5. 自動車の騒音・排ガス関係 2 騒音防止装置 (近接排気騒音の測定方法) 146 ページ <input checked="" type="checkbox"/> 3. [図] 下	誤	M ₁ : 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 (①) ±10°に交わる開口部中心を含む鉛直面上で開口部中心から (②) ±0.025m 離れた位置 M ₂ : 車両中心線に直行する開口部中心を含む鉛直面上で開口部に近い車両の最外側から (⑥) m 離れた位置を通る鉛直線からの水平距離が 0.025m 以下の位置
	正	M ₁ : 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 (①) ±10°に交わる開口部中心を含む鉛直面上で開口部中心から (②) ±0.025m 離れた位置 M ₂ : 車両中心線に直行する開口部中心を含む鉛直面上で開口部に近い車両の最外側から (②) m 離れた位置を通る鉛直線からの水平距離が 0.025m 以下の位置
第 2 章 保安基準 7. 自動車の灯火関係 (後方) 10 方向指示器・補助方向指示器 191 ページ	誤	5-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び (2) の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。 ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置に取付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
	正	5-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び (2) の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。 ② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。